

5 疾病予防対策の促進3（歯と口腔）

歯と口腔の健康は、生涯を通じて自分の歯でしっかりと噛んで食べることを可能にするだけでなく、生活の質の向上や全身の健康の保持増進に欠かせないものであることから、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりの推進を図る。

（1）第2次宇都宮市歯科口腔保健基本計画

【計画策定の目的】

平成25年に「宇都宮市歯科口腔保健基本計画」を策定し、ライフステージに応じた歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたところであるが、歯科口腔保健を更に推進する必要があることから、「宇都宮市歯及び口腔の健康づくり推進条例」を踏まえ、より一層の市民の生涯にわたる生活の質の向上と全身の健康の保持増進を図るため、1次計画を改定し、2次計画を策定した。

【計画期間】

2018（平成30）年度を初年度とし、2022年度を目標年度とする5か年計画

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
歯科口腔保健の推進に関する法律 宇都宮市歯及び口腔の健康づくり推進条例	健康増進課企画グループ

（2）健康教育

- ① 歯の健康講座（平成21年度開始 健康増進課令和2年度予算：186千円 国1/3 県1/3 市1/3）
高齢福祉課令和2年度予算：92千円

【事業の目的・内容】

市民が、虫歯や歯周病を予防し、健康長寿の延命を目指すため、健康を守るための食生活及び口腔ケアができるよう支援する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
健康増進法 第17条第1項 介護保険法 第115条の44第1項	健康増進課保健センター

《実 績》

年度	実施回数	参加人数(延)
H27	2回	61人
H28	2回	52人
H29	5回	211人
H30	6回	225人
R1	6回	235人

- ② 歯と口腔の健康づくり出前講座（平成26年度開始 令和2年度予算：102千円 市単独）

【事業の目的・内容】

「歯と口腔の健康づくり」は、生きる根源である食生活を支えるものであり、生涯にわたる健康の保持増進や生活の質の向上に欠かせないものであることから、市民の歯と口腔の健康づくりに対する関心と理解を深めるため出前講座を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
歯科口腔保健の推進に関する法律	健康増進課健康づくりグループ

《実 績》

年度	実施回数	参加人数
H 2 7	1 9 回	4 5 8 人
H 2 8	1 5 回	3 9 4 人
H 2 9	2 0 回	6 2 8 人
H 3 0	1 2 回	2 8 7 人
R 1	1 0 回	3 7 9 人

③ 歯と口の健康週間イベント（平成3年度開始 令和2年度予算：704千円 市単独）

【事業の目的・内容】

国の「歯と口の健康週間」に合わせ、口腔衛生に関する様々な情報提供と助言・指導を行い、市民の口腔衛生に対する意識の高揚と啓蒙を図ることを目的として、宇都宮市歯科医師会と共催で平成3年度から実施している。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
歯と口の健康週間実施要領（厚生労働省通知）	健康増進課保健センター

《実 績》

年度	入場者数	はっぴい チャレンジ	歯科相談	むし歯菌の 検査	口臭測定	歯周病の検査	歯みがきの実演指導 歯科講座
H 2 7	4,606人	173人	54人	300人	64人	118人	94人
H 2 8	4,650人	218人	60人	289人	86人	161人	129人
H 2 9	4,654人	233人	49人	269人	96人	136人	126人
H 3 0	4,631人	196人	37人	171人	83人	108人	125人
R 1	4,535人	170人	33人	184人	83人	96人	126人

④ 高齢者よい歯の表彰式（平成8年度保健所開設時開始 令和2年度予算：381千円 市単独）

【事業の目的・内容】

80歳以上で20本以上の自分の歯がある方を表彰し、高齢者の口腔衛生の普及及び向上を図る。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
歯科口腔保健の推進に関する法律	健康増進課健康づくりグループ

《実 績》

年度	H27	H28	H29	H30	R1
表彰者数(人)	252	285	326	395	422
表彰式出席者数(人)	109	130	133	146	148

(3) 健康相談

- ① 歯科健康相談（平成4年度開始 健康増進課令和2年度予算：87千円 国1/3, 県1/3, 市1/3）
高齡福祉課令和2年度予算：49千円

【事業の目的・内容】

歯科保健に対する関心と理解を深め自らの健康の保持を図るため、歯科医師による個別相談と歯科衛生士によるブラッシング指導を実施する。

根拠法令等	主管課・グループ
健康増進法 第17条第1項 介護保険法 第115条の44第1項	健康増進課保健センター

《実績》

歯科医師による個別相談

年度	H27	H28	H29	H30	R1
実施回数	6回	6回	3回	3回	2回
相談者数	34人	25人	17人	26人	8人

歯科衛生士によるブラッシング指導

年度	H27	H28	H29	H30	R1
実施回数	6回	6回	3回	3回	2回
相談者数	32人	29人	14人	15人	6人

- (4) 訪問歯科診療推進事業（平成26年度開始 令和2年度予算：430千円 市単独）

【事業の目的・内容】

訪問歯科診療の周知や、訪問歯科診療等の専門性を持つ歯科医師・歯科衛生士を養成するための講習会の実施など、訪問歯科診療が円滑に実施できるよう支援することにより、歯科医院へ通院が困難な市民の歯科診療の確保と、口腔状態の改善を図る。

根拠法令等	主管課・グループ
歯科口腔保健の推進に関する法律	健康増進課健康づくりグループ

《実績》

年度	講習会		訪問歯科診療の周知
	実施回数	参加人数	周知用リーフレット配付
H27	2回	93人	8,000部
H28	1回	57人	7,000部
H29	1回	35人	6,500部
H30	1回	46人	5,320部
R1	1回	54人	5,000部